平成２９年（フ）第２６号
長崎県佐世保市日野町1963番地４　アートインミントハウス103号、前住所長崎県佐世保市原分町820番地１
債務者　黒岩　和子
１　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
栃木県小山市駅南町４丁目24番５号　レオパレスグランシャリオⅢ106号
債務者　大橋　成秋
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月29日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第８号
愛知県刈谷市日高町２丁目109番地２
債務者　永延　正規
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
５　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７５号
横浜市港北区高田東４丁目17番12―107号
債務者　須藤　匠磨
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３号
沖縄県沖縄市美里３丁目１番１号　トーマス美里702
債務者　普天間直美（旧姓長浜）
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４６号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目55番５号　メープルコート泡瀬203号室
債務者　名嘉　兼教
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第７６４号
横浜市神奈川区新町４番地３　マークビル201号
債務者　本谷よしい
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７０号
横浜市瀬谷区相沢５丁目65番地１　サニータウン瀬谷Ａ101
債務者　鈴木　純子
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７３号
横浜市港南区港南台６丁目26番20号　ウエストキャッスル103
債務者　鈴木　大地
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第８３６号
千葉県市川市日之出13―10―602、住民票上の住所横浜市西区平沼１丁目40番９―508号
破産者　笹尾　修司
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７５号
千葉県習志野市本大久保４丁目12番３―208号、開始決定時の住所千葉県習志野市大久保１丁目26番26号
破産者　川村　昌司
１　決定年月日　平成29年４月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８３号
茨城県古河市下辺見2586番地
破産者　大進興業株式会社
１　決定年月日　平成29年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
奈良県葛城市木戸194番地の６
破産者　城山ニットプランニング有限会社
１　決定年月日　平成29年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
栃木県栃木市岩舟町下津原420番地１号
破産者　有限会社長門製作所
１　決定年月日　平成29年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１００号
群馬県前橋市新前橋町16番地31
破産者　信澤　　浩
１　決定年月日　平成29年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３５９号
名古屋市中区丸の内３丁目15番15号
破産者　株式会社アド・バンス
１　決定年月日　平成29年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１０号
愛知県岡崎市坂左右町字北浦９番地２
破産者　有限会社大河原組
１　決定年月日　平成29年４月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係